

# 「新はつらつ職場づくり宣言」 《働き方改革実現推進》



—働き方改革を推進し、はつらつとした職場を目指して労使による宣言を!—

県内の雇用情勢は改善が進んでいる状況にありますが、少子高齢化の進行や介護離職等による労働力人口の大幅な減少も懸念されています。今後、企業が優秀な人材を確保・定着させ、維持・発展を図っていくためには、女性をはじめとするすべての人々が活躍できるよう、長時間労働の削減や非正規雇用労働の待遇改善等を始めとした働き方の見直し、いわゆる「働き方改革」が求められるところです。

岐阜労働局と公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会では、誰もが健康で、はつらつと働くことができる職場づくりを目指し、平成17年より事業場の皆様に「はつらつ職場づくり宣言」を推奨してまいりましたが、事業場における働き方改革の取組をさらに進めるため、平成29年度より、宣言項目を拡充し、「新はつらつ職場づくり宣言」として新たにスタートしました。

働き方改革を推進して、優秀な人材の確保と誰もがはつらつと働くことのできる職場づくりを目指して、積極的な新宣言の実施をお願いします。

## ●宣言登録の条件

登録には、以下の条件が必要です。

- (1) 岐阜県内で事業を営む企業・事業場・団体等であること。
- (2) 宣言の内容が、本事業の目的に合致していること。
- (3) 企業等の労使が宣言内容に賛同し、双方の代表者が署名した「宣言書」(重点項目番号を記入)を添付し、登録申請書を提出すること。
- (4) 企業や事業場の情報(名称・代表者役職氏名、所在地、業種、労働者数、宣言年月日)及び「新はつらつ職場づくり宣言(働き方改革実現推進)」の内容について、岐阜労働局ホームページへの掲載に同意すること。
- (5) 岐阜労働局に配置される「働き方・休み方改善コンサルタント」によるコンサルティングの実施について、協力すること。
- (6) 宣言内容の変更に係る登録は、原則として、3年を経過した後から可能となること。
- (7) 登録決定後、公共の福祉に反するなど社会的に非難される事業等が発見した場合は、岐阜労働局長の判断で、岐阜労働局のホームページから削除する場合があること。

## ●登録申請の手続き



## 新はつらつ宣言に関する相談コーナー

岐阜労働局雇用環境・均等室「新はつらつ宣言係」

電話:058-245-1550 FAX:058-245-7055



以下の重点項目 ①～⑨の中から、必要数以上の宣言をお願いします。

## 「新はつらつ職場づくり宣言」の条件

### ① 長時間労働の抑制及び過重労働の解消

- ☑ 時間外労働を減らすため、毎週水曜日を「ノー残業デー」とします。
- ☑ 労働時間の適正把握に努め、疲労の蓄積や資金不払残業を発生させません。

### ② 年次有給休暇をはじめとする各種休暇の取得促進

- ☑ 年次有給休暇の取得のしやすい環境をつくり、仕事と家庭生活の調和を進めます。
- ☑ 誕生日、結婚記念日等のアニバーサリー休暇の取得を促進します。

### ③ 心身ともに安全で健康に働ける職場環境づくり

- ☑ 健康診断や診断結果に対する措置を確実に実施し、労使で健康障害の原因を排除します。
- ☑ 職場から労働災害を無くすため、4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動に積極的に取り組みます。
- ☑ ストレスチェックの集団分析結果を活用して職場の環境改善を進めます。
- ☑ 治療と職業生活の両立支援となる一定の就業上の措置(休暇・勤務制度)を行います。

### ④ 若者、女性、高齢者、障害者、外国人等の活躍推進

- ☑ 女性の管理職への登用を積極的に推進します。

### ⑤ 仕事と家庭の両立支援対策

- ☑ 育児と介護の両立支援に取り組みます。男性の育児休業等の取得促進を進めます。

### ⑥ 各種ハラスメントの防止対策

- ☑ パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等各種ハラスメントの根絶に取り組みます。

### ⑦ 非正規雇用労働者の待遇改善等による魅力ある職場づくり

- ☑ 「多様な正社員」制度の普及・拡大を図ります。

### ⑧ 人材育成・キャリア形成のための支援

- ☑ ハロートレーニング(在職者向け)を活用して、従業員のスキルアップに取り組みます。

### ⑨ その他、はつらつと働くことができる職場づくりに資すること

1つ以上

3つ以上

全項目の1つ以上の宣言

2つ以上

## 新はつらつ職場づくり宣言(働き方改革推進) 宣 言 書

私たち、〇〇〇〇株式会社と〇〇〇〇株式会社労働組合(又は従業員代表〇〇〇〇)は、労使ともに協力して、健康・快適で仕事のしやすい職場づくりを目指すために、当社においては、次のとおり働き方改革を推進し「はつらつ職場づくり」に取り組むことを労使で宣言する。

- 1 時間外労働の削減と、疲労回復のため毎週水曜日を「ノー残業デー」とします。**1**
- 2 労働時間の適正な把握に努め、サービス残業を生じさせません。時間外労働・休日労働の削減に努め、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)を進めます。**1 5**
- 3 誕生日、結婚記念日等を「家族感謝デー」として、年次有給休暇の取得を促進します。**2**
- 4 心の健康づくり計画を作成し、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組みます。**3**
- 5 女性の管理職への登用を積極的に推進します。**4**
- 6 若者の就労支援のため、インターンシップを実施します。**4**
- 7 育児と介護の両立支援に取り組みます。男性の育児休業等の取得促進を進めます。**5**
- 8 コミュニケーションを大切にし、一人ひとりの人格を尊重し、パワーハラスメントのない職場を目指します。**6**
- 9 パートタイマーの正社員転換など処遇の改善を進めます。**7**

平成 年 月 日

宣言ごとに左ページの重点項目番号を記入してください。  
※登録後に修正します(宣言書)には訂正欄はありません。

労使の署名又は  
記名押印を  
お願いします。

〇〇〇〇株式会社 労働組合(又は従業員代表〇〇〇〇)  
委員長 〇〇 〇〇  
〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

※宣言書・登録申請書の様式は、岐阜労働局HPでダウンロードできます。

登録されると、右のように顔入りの  
登録証、宣言証が授与されます。



※ 下記「登録申請書」に必要事項を記載の上、「宣言書」を添付し、  
「公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会」(〒501-6133 岐阜市日置江4-48 TEL058-270-0380)あて  
FAX(058-270-0388)をお願いします。

「新はつらつ職場づくり宣言(働き方改革実現推進)事業場」

## 登録申請書

公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会 御中  
(FAX:058-270-0388)

当社では、別添「宣言書」のとおり、新はつらつ職場づくり宣言を行いましたので、  
その登録を申請いたします。

平成 年 月 日

事業場名	ふりがな	本・支社の区分	本社・本社以外
代表者	代表者職名	ふりがな	
		氏名	
所在地	〒 ー		
業種		労働者数	名
宣言年月日	平成 年 月 日		
担当者	所属・役職		
	氏名	ふりがな	
	電話		
	F A X		
	メールアドレス		
宣言書における労働者代表氏名について、HP掲載の可否		可 ・ 否	